



発行 新潟県
第 58 号
 平成26年7月29日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1142 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1143 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1144 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1145 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1146 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1147 道路の区域変更（道路管理課）
- 1148 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局告示

- 9 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

選挙管理委員会規程

- 6 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を平成26年7月14日認可した。

平成26年7月29日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を平成26年7月14日認可した。

平成26年7月29日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区の定款の変更を平成26年6月30日認可した。

平成26年7月29日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1145号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営高田中部地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年7月30日から平成26年8月26日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1146号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年7月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成26年5月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大日工業
斎藤 勝
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区有楽2-14-10
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第14822号
- 5 処分の内容 ほ装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社阿部興材
阿部 秀昭
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市泉町2-2-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第12520号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社全研ビルサービス
佐藤 弘志
-

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区上所中2-1-7
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43591号
- 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年6月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸美建設株式会社
森山 正則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区豊1-13-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第14243号
 - 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北日本工営株式会社
金田 明男
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区牡丹山1-25-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第14181号
 - 5 処分の内容 建築工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
朱鷺和
水澤 保和
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区海老ヶ瀬1049
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43668号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月17日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
イシカワ設備
石川 和子
- 3 主たる営業所の所在地
上越市大字今泉265
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第44269号
- 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年 5 月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年 7 月 8 日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
坂井電気
坂井 明
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区川西 3 - 3 - 26
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第43635号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年 6 月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年 7 月 9 日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社新潟不動
阿部 厚
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区下大川前通 4 ノ町2230-57 エスカイア大川前プラザ511
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第42271号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年 6 月 6 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

◎新潟県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 7 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|--|------|-----------------|-------------|
| 佐渡市松ヶ崎字青木 902 番 1 から 同市松ヶ崎字アイマ854番 1 まで | 新 | (A)3.5~77.0メートル | 1,191.3メートル |

| | | | |
|--|---|-----------------|-------------|
| | | (B)5.0～77.0メートル | 1,211.7メートル |
| | 旧 | 3.5～77.0メートル | 1,191.3メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市松ヶ崎字青木902番1から同市松ヶ崎字アイマ854番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月29日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その20）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年7月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その20）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年11月28日（金）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成26年7月29日（火）から平成26年8月18日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年9月4日（木） 午前11時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成26年7月29日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成26年8月25日(月) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成26年8月29日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その20)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 8 入札保証金
契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。
なお、複数の方法による保証は認めない。
- 9 契約保証金
契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その20）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
なお、複数の方法による保証は認めない。
- 10 その他
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) その他
- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年7月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人南葉
- 3 代表者の氏名
久保田 洋子
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字茨沢 156 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、新潟県上越地域の範囲において、要介護者であって痴呆の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、新潟県上越地域の範囲において、要介護者であって<u>認知症</u>の状態にあるものについて、共同生活居住において、家庭的環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>認知症</u>対応型共同生活介護事業</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。） その他、新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第44条 予算超過又は予算外の<u>費用</u>に当てるために、予算の中に予備費を設けることができる。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作</p> | <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、新潟県上越地域の範囲において、要介護者であって<u>痴呆</u>の状態にあるものについて、共同生活居住において、家庭的環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>痴呆</u>対応型共同生活介護事業</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支</u>予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支</u>決算</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。） その他、新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第44条 予算超過又は予算外の<u>支出</u>に当てるために、予算の中に予備費を設けることができる。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>収支決算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作</p> |

| | |
|--|---|
| <p>成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略) (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> | <p>成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略) (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p> |
|--|---|

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年 7 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 ウオロク桜木店
 所在地 柏崎市桜木町885外
 設置者 株式会社ウオロク
- 変更した事項
 大規模小売店舗の名称
 (変更前) (仮称) ウオロク桜木店
 (変更後) ウオロク桜木店
- 変更年月日
 平成26年 7 月14日
- 変更の理由
 届出時に名称が確定しておらず、開店間際に確定したため。
- 届出年月日
 平成26年 7 月16日
- 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業振興課
 (なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
- 縦覧期間
 平成26年 7 月29日から平成26年11月28日まで
- 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 商業振興課 商業振興係
 電 話 025-280-5237
 Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年 7 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

| | |
|---------------------------------|----|
| ア ロータリ除雪車 (2.2m級、ロング雪切板付) | 1台 |
| イ ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、ロング雪切板付) | 1台 |
| ウ 除雪ドーザ (11t級、マルチプラウ、反転エッジ付) | 1台 |
| エ 凍結防止剤散布車 (3t級、4×4) | 2台 |
| オ 凍結防止剤散布車 (4t級、4×4) | 2台 |

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月17日(火)

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記1(1)ア、イ及びウについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠償保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)エ及びオについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠償保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の108分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者については、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成26年9月9日(火) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成26年9月10日(水) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成26年8月19日（火）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年8月29日（金）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Rotary snow blower with long-type snow cutting blade (Clearing width: 2.2-meter class) [1] unit

② Rotary snow blower with long-type snow cutting blade (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit

③ Snow plow with multi-purpose plow and reversible edge (Wheel type: 11-ton class) [1] unit

④ Anti-icing material spreader truck (Four wheel drive ; maximum carrying capacity: 3-ton class) [2] units

⑤ Anti-icing material spreader truck (Four wheel drive ; maximum carrying capacity: 4-ton class) [2] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. August 29, 2014

(3) Date of bid opening:

10 : 00A.M. September 10, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
 950-8570
 JAPAN
 TEL: 025-280-5490
 E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局告示

◎新潟県病院局告示第9号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成26年8月1日から実施する。

平成26年7月29日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------|---|----------|---|
| (略) | | (略) | |
| 新潟県立加茂病院 | 内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、放射線科 | 新潟県立加茂病院 | 内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科 |
| (略) | | (略) | |

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|---------------------|---------------------------|-------------|---------------------|------------------|
| 別表第2（老人ホーム） | | | 別表第2（老人ホーム） | | |
| 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 | 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 |
| (略) | | | (略) | | |
| 新潟市中央区 | (略) | (略) | 新潟市中央区 | (略) | (略) |
| | 介護付有料老人ホーム さわやか日の出館 | 新潟市中央区日の出2丁目2-33 | | 介護付有料老人ホーム さわやか日の出館 | 新潟市中央区日の出2丁目2-33 |
| | 特別養護老人ホーム 美咲の里 | <u>新潟市中央区美咲町1丁目23番43号</u> | | | |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。